

## 平成27年白老町議会全員協議会会議録

平成27年11月16日（月曜日）

開 会 午後 1時30分

閉 会 午後 3時18分

---

### ○議事日程

1. 旭化成建材㈱が施工した杭工事について（中間報告）
  2. 平成26年度北海道会計実地検査概要及び取り扱いについて
- 

### ○会議に付した事件

1. 旭化成建材㈱が施工した杭工事について（中間報告）
  2. 平成26年度北海道会計実地検査概要及び取り扱いについて
- 

### ○出席議員（13名）

1番	山田和子君	2番	小西秀延君
3番	吉谷一孝君	4番	広地紀彰君
6番	氏家裕治君	7番	森哲也君
8番	大渕紀夫君	9番	及川保君
10番	本間広朗君	11番	西田祐子君
12番	松田謙吾君	13番	前田博之君
14番	山本浩平君		

---

### ○欠席議員（1名）

5番 吉田和子君

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田安彦君
副町長	白崎浩司君
副町長	岩城達己君
建設課長	竹田敏雄君
上下水道課長	田中春光君
総務課長	大黒克己君
経済振興課長	本間力君
建設課主幹	田渕正一君
上下水道課主幹	斎藤誠一君

建設課主査 瀬 賀 重 史 君  
経済振興課主査 鶴 澤 友 寿 君  
経済振興課主査 喜 尾 盛 頭 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 岡 村 幸 男 君  
主 査 増 田 宏 仁 君

---

### ◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） それでは、ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午後 1時30分）

---

○議長（山本浩平君） 本日の全員協議会の案件は、「旭化成建材㈱が施工した杭工事について（中間報告）」と、「平成26年度北海道会計実地検査概要及び取り扱いについて」の2件であります。

初めに、旭化成建材㈱が施工した杭工事について、担当課からの説明を求めます。

岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 本日の全員協議会を開催していただきお礼申し上げます。本日の協議事項につきましては、ただいま議長から説明のありましたとおり、最初に「旭化成建材㈱が施工した杭工事に関する調査結果（中間報告）」になりますが、それと「白老町観光連携型6次産業人材育成事業」における会計検査院からの指摘事項についてご説明するものであります。

まず、杭工事についてであります。本年10月中旬横浜市内における大型マンションが施工不良で傾いたという報道があり、その原因が杭工事を施行した旭化成建材㈱にあることに端を発し、道内においてもデータの改ざんや流用が発覚したとの報道がなされたところであります。この報道を受け、本町においては、同社が下請施工した工事について調べたところ、6施設総数840本の杭が施行されていたものであります。このことにつきましては、先般の第2回定例会11月会議で報告させていただき、町独自の調査を実施することといたしました。その調査結果が本日まとまりましたので、これより報告させていただきますが、最終的な旭化成建材㈱側の対応策の提示までには至っていないことから、本日は、確認調査の結果についてご報告申し上げ、引き続き建物の安全確認を進めることといたします。確認調査の結果等につきましては、このあと担当のほうから資料を用いて説明させていただきます。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） それでは私のほうからご説明いたします。旭化成建材㈱が施工した杭工事に関する調査結果についてです。

1. 経緯、2. 調査結果について、3. 施設ごとの調査結果について、最後に4. 今後の対応等についての順でご説明をいたします。

1. 経緯につきましては、副町長の挨拶の中で触れておりますので、2. 調査結果からご説明いたします。データ確認調査の結果、対象の6施設に対し3施設にデータ流用があることを確認したことから、元請業者を通じ旭化成建材㈱に確認を行った結果、流用があったことを認めたものであります。このことから、3施設に対し改めて目視とレベル測定及び設計書どおりの長さの杭が打設されていることやデータ流用のあった周辺の杭が支持層に到達していることを調査し、建物の不具合がないことを確認したところであります。

次に、旭化成建材㈱が杭工事を実施した調査票（町独自調査結果）についてであります。資

料－1でご説明いたしますので、資料1をご覧ください。資料の右下に資料番号つけてあります。資料1の表に基づいてご説明いたします。上から順に説明していきます。調査ナンバー1です。番号につきましては、表の左側のほうに付しております。調査ナンバー1、施設名称、ホワイトピア日の出6号棟です。工事名、白老町日の出団地公営住宅建設（建築主体）工事、第6工区です。工期につきましては平成18年3月28日から平成18年12月29日までです。請負者につきましては記載のとおりです。杭の総数につきましては108本で、調査の結果データの流用はありません。調査ナンバー2、施設名称、白老町立特別養護老人ホーム寿幸園です。工事名、白老町立特別養護老人ホーム改築（建築主体）工事、第1工区です。工期につきましては平成18年6月2日から平成19年2月15日までで、請負者につきましては記載のとおりです。杭の総数は207本で、施設本体に10本のデータ流用を確認しました。なお、データ流用の詳細につきましては後ほどご説明いたします。同じく寿幸園の第2工区、調査ナンバー3です。杭の総数は82本で、調査の結果データの流用はありません。第3工区、調査ナンバー4です。杭の総数89本で、調査の結果データの流用はありません。なお、第2、第3工区の工事名、工期、請負者等については、記載のとおりです。

次に、調査ナンバー5、施設名称、白老町消防庁舎です。工事名、白老町消防庁舎建設（建築主体）工事、工期につきましては、平成18年6月23日から平成19年3月23日まで、請負者につきましては記載のとおりです。杭の総数は64本で、施設本体に6本のデータ流用を確認しております。

次に、調査ナンバー6、施設名称、ecoリサイクルセンターしらおい、工事名、白老町バイオマス燃料化施設建設工事、工期、平成19年12月1日から平成21年3月31日まで、請負者につきましては記載のとおりです。杭の総数は243本で、施設本体に3本のデータ流用を確認しております。調査ナンバー7、施設名称、駆除鳥獣焼却施設です。工事名、工期、請負者については記載のとおりです。杭の総数は4本で、調査の結果データの流用はありません。調査ナンバー8、施設名称、白老町合流式下水道改善水処理施設です。工事名、工期、請負者につきましては記載のとおりです。杭の総数につきましては43本で、調査の結果データ流用はありません。以上6施設の確認調査の結果です。

次に、データ流用があった3施設につきましては、調査票や図面をもちましてその詳細を説明したいと思っております。そのあとに負荷電流記録用紙のサンプルを用いてデータ流用の例をご説明していきたいと思っております。以降、瀬賀主査のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 瀬賀建設課主査。

○建設課主査（瀬賀重史君） 建設課の瀬賀と申します。よろしくお願いたします。私のほうから、3. 施設ごとの調査結果について説明させていただきます。

まず、(1) 寿幸園になります。資料－2をお開きください。白老町立特別養護老人ホーム寿幸園につきましては、第1工区から第3工区までの3つの工区に分けられて工事が行われておりまして、3つの工区とも全て旭化成建材(株)が杭工事を行ってございました。第1工区では207本、第2工区では82本、第3工区では89本、施設全体で378本の杭が施行されております。同じ

時期、同じ杭打ち業者ということもありますので、工区ごとのチェックではなくて3つの工区全てを1つのものとして考え、一つ一つのデータを照らし合わせて、これは全体で約7万通りの杭の照合になりますけども、詳しい杭のサイズにつきましては、表2のほうに記載しておりますので割愛させていただきますが、第1工区における杭で記載されていますように、ナンバー16とナンバー36、ナンバー19とナンバー37というように横並びで記載しております組合せのとおり、2つの同じデータのもので合計で10組20本確認しております。これにつきましては、恐らくどちらか一方が正しい杭打ちを行ったときのデータであると思われるので、もう一方がそれを複製、コピーしたものであると思われるので、報告上の記載においては、流用された本数として10本でカウントして計上しております。また記録紙の流用のほかに、杭打ち工事に使用されるセメントが適切に使用されているかという確認につきましては、工事写真などによる搬入数量の記録は設計上の計画数量を上回っていることを確認しております。

また、この流用結果の発見後なのですけども、11月11日になりますが、元請業者及び旭化成建材(株)ともに流用本数が町と同数ということで認めましたので、11日の午前になりますが施設の現地調査を実施して、施設に異常がないか、主に構造上重要な部分にクラック、ひび割れが発生していないかということですか、レベルを用いた測定で建物が傾斜していないかについて確認しておりますが、異常のほうは発見されておられません。

次のページ、資料2-1をお開き願います。こちらA3の図面の左側のほうに寿幸園全体の杭伏図を記載しております。伏せ図の下のほうに赤い表をつけておりますけども、流用された杭の同一データの番号と、その杭がどの場所に当たるのかを示した図面となっております。図面の右側のほうになりますけども、こちらが施設平面図を記載しておりますので、その流用された杭の部分が施設の平面上でどこの部分に該当するのかを参考までに掲載した図面となっております。

続きまして、次のページになります。資料2-2のほうをお開き願います。こちら図面の上のほうには、寿幸園の施設の配置図と設計時に検討されたボーリング、地質調査の位置図となっております。その図面の下のほうには、その地質調査の地層とあと建物、基礎、杭の部分を設計時の記録を基に断面化した図面を掲載しております。施設には5メートルと6メートルの杭が使用されておりますけども、図面上は不利なほうで5メートルの短い杭のほうを参考として記載しております。この図面なのですけども、杭が支持層まで到達しているのか一つの確認のために作成したものですけども、寿幸園につきましては構造計算上、N値35の地層に杭が到達するように設計されておりました。そこで実際に使用された杭の本数や長さにつきましては、施行当初の工事写真ですとか、あと納品書のほうで設計書どおりのものが使用されたことが確認されておりますので、この結果からいきますとデータ流用は行われておりましたけども、流用された杭を含めて施設全体の杭については、設計時に計画された支持層には到達されているものと考えております。

次のページになります。資料3をお開き願います。(2)白老町消防庁舎になります。消防庁舎につきましても、旭化成建材(株)が杭工事を行っておりまして、消防庁舎では64本の杭が使用

されております。ご存じかと思えますけれども消防庁舎につきましては、開発局の防災拠点施設と合築されて一つの建物となっておりますけれども、こちらのほう開発局に確認したところ、防災拠点施設側のほうにつきましては、旭化成建材㈱ではないということで報告をいただいております。参考までに防災側のほうは57本の杭打ち工事が行われておりました。こちらの消防庁舎につきましても、使用された杭64本のデータを一つ一つ、約2,000通り程度になりますけれども照合を行いまして、詳しい杭のサイズは記載のとおりですので割愛させていただきますけれども、ナンバー9とナンバー28、ナンバー23とナンバー31と横並びで記載している組合せのとおり二つの同じデータのもの、合計で6組12本確認しております。こちら、6組12本ということなのですが、どちらかが正しい杭打ちのデータで、どちらかはコピーされたものと思われるので、報告上の本数は6件ということで計上させていただきます。あと、杭打ちの工事に使用されたセメントにつきましても工事写真ですとか納品書等で、当時の設計上の計画数量を上回っておりますので、セメントのほうは適切に使用されているものと確認しております。消防庁舎につきましては、流用データの発見後11月9日に元請業者、旭化成建材㈱ともに本数を認めましたので、こちら11月11日の午前に施設の現地調査を行いまして、柱ですとか構造上の重要な部分にひび割れが発生していないかということ、またレベル等において測定を行いまして、建物が傾斜していないかということを確認しましたが、異常については発見されておられません。

次のページの資料3-1になります。資料3-1をお開き願います。先ほどと同じようにページの左側の一番下のほうに消防庁舎の杭伏図を掲載しておきまして、その下のほうに杭のデータの同一箇所とその杭の場所を載せております。また杭伏図の上ほうになりますけれども、消防庁舎は地下1階、地上2階になっておりますので、それぞれの階層において流用されている杭がどの部分に当たるのかを平面上で参考までに記載しております。図面の次、右側のほうになりますけれども、こちら消防庁舎、防災拠点施設の配置図と設計時に行われたボーリング調査の位置図になっております。また、その下のほうには杭が支持層まで到達しているのかという一つの確認のために、地質調査の結果と建物、基礎、杭の部分断面化した図面を載せております。消防庁舎につきましては、N値40の地層に杭が到達するように設計されておりますけれども、実際に使用された杭の本数ですとか長さにつきましては、工事写真ですとか納品書で確認が取れておきまして、流用されたデータは発見されておりますけれども、それぞれの杭は支持層には到達しているものと考えております。

施設の説明最後になります。次のページ、資料-4のほうをお開き願います。ecoリサイクルセンターしらおい、白老町バイオマス燃料化施設の調査結果になります。燃料化施設につきましても燃料化施設の本体、排水処理施設、冷却設備といった合計7施設全てにおいて、旭化成建材㈱が杭工事を行っております。燃料化施設だけでいきますと194本なのですが、施設によって杭の長さですとか種類に違いはありますが、同じ杭打ち業者が施工したということもありますので、最悪の場合、施設間で杭のデータが流用されたということも視野に入れて243本の杭全てを、大体2万9,000通り程度の照合になりますけれども、一つ一つ確認して、最終的に

は燃料化施設において、71番と72番、45番と75番というように合計で3組6本のデータの流用を確認しております。こちらが3組6本ということで、どちらか一方の杭打ち記録が正しくて、一方がコピーされたものと思われるので、報告本数は3本として計上しております。流用記録のほかにセメントにつきましても、当時の工事写真ですとか納品書で、セメントの量につきましては当初の施工計画を上回っていることを確認しております。流用結果の発見後なのですが、11月19日に元請業者でありますクボタ環境サービス㈱、あと最終的には11月11日になりますけれども、旭化成建材㈱ともに流用本数を認めております。同じく11月11日に施設のひび割れがないかとか、建物が傾斜していないかということレベル等を用いて確認しておりますけれども、こちらについても異常のほうは発見されておられません。

次のページになります。資料4-1をお開き願います。こちらが先ほどと同じように図面の左側の下のほうに施設全体の杭伏図と、その下のほうに流用された杭の同一データの番号、その杭がどの場所に当たるのかを杭伏図と上のほうに1階の平面図を載せて、どの辺にその杭の部分が該当するのかを参考までに掲載しております。図面の右側のほうになりますけれども、こちらが燃料化施設本体の配置図と設計時に行われたボーリングの位置図と、その下のほうになりますけれども、地質調査の結果と建物、基礎、杭の部分を設計時の記録を基に図面化した断面図を掲載しております。燃料化施設につきましてはN値25の地層に杭が到達するように設計されておりますけれども、実際に使用された杭の本数や長さにつきましては、工事写真及び納品書等で当初の設計書どおりのものが施行されたことが確認できております。燃料化施設につきましてもデータの流用は発見しておりますけれども、流用させた杭を含めて施設全体の杭については、設計上で計画されている支持層には到達しているものと考えております。

最後になります。(4) 負荷電流記録用紙のサンプル及び流用データの例を資料5で説明させていただきます。資料5のほうをお開き願います。図面の上の左側のほうに参考例として、こちら消防庁舎の杭伏図の一部を抜粋して掲載しております。図面で34・35・36・61とありますように、杭打ち工事の際には杭1本ずつ全てに番号がつけられて、杭打ち工事の施工が行われております。杭の打設の際には、杭の挿入前に地面に杭を挿入する穴をオーガーというちょっと大きなドリルのようなものなのですけれども、そういったもので穴を開けていきます。そのオーガー掘削の機械の回転のときに、土質によってさまざまなオーガーの部分に抵抗が発生してきますけれども、その抵抗値を電流値に置きかえて記録して、資料5の中間ほどにあります記録紙のほうにそれぞれ印字されていきます。最終的には工事完了時に「支持層・負荷電流記録用紙」として施工報告書で提出されてまいります。このオーガーの回転抵抗につきましては、地質によって変化して固い地質では抵抗が大きくなって負荷電流も大きくなり、針の振り方がとても大きくなってきます。これを利用して、杭の打設の際には予め試験杭ですとか試験堀を行って、設計時に想定しているN値の地中深さの部分ではどういった抵抗が発生して、どのような針の振れ方になるのかを事前に確認して、それを本杭の打設時にこういった試験堀の際の抵抗と比較して支持層に到達されたかどうかを判断する目安としております。こうした電流の波形なのですが、サンプルで載せております記録用紙の34・35・36なのですが、こちら

実際施行の際には大体1メートルから2メートル程度しか杭の場所が離れていないのですが、地中のわずかな石ですとか砂の粒子によって抵抗が異なっておりますので、場所が近くても同じような波形が出ることは基本的にあり得ないことになっております。ですが、今回流用がありましたナンバー34とナンバー61のように全く同じ波形が存在する場合には、どちらか一方が正しい記録値で、そのもう一方のほうのコピーされたものであると判断しております。参考までに資料5の下のほうになりますけれども、確認されたナンバー34とナンバー61が本当に一致しているのかどうかという確認例として図面のほう載せております。確認の際には、一つ一つまず目で見比べて似たようなデータがないかを探していきます。本当にちょっと似通った例がある場合に、透写台といまして紙を透かして見られる機械があるのですが、そういったもので透かしてデータが重なっていないかということや、パソコンに画像を取り込んで2枚の画像を重ね合わせた時に、1番下のほうにパソコンに取り込んだ参考例になりますけれども、ナンバー61のほうをパソコンに取り込んで黒い印字の部分全て赤に置きかえております。これをナンバー34の上のほうに透かして合成すると、もし波形が違えばナンバー34の波形の部分が1番右側の合成した部分にも表れてくるのですが、今回波形が全く一致しておりますので、その上に重ね合わせた赤い波形の部分しか表示されておられません。こういったこともありまして、この2つのデータが流用されたデータではないかということで、そういったことを判断材料として流用本数の調査を行いました。

長くなりましたけれども私のほうから、3. 施設ごとの調査結果についてと、(4) 流用データの例についての報告を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） それでは最後に、4. 今後の対応についてです。町が独自で行ったデータの確認調査の結果につきましては、元請業者を通じて旭化成建材㈱に情報が伝わっております。旭化成建材㈱側も認めていることから、同社に対して建物の安全確認を早急に行うよう要請をしたところであります。また、今後につきましては、国（国土交通省）や北海道の動向を見ながら、適切な対応を行っていきたいというふうに考えております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（山本浩平君） ただいま担当課から説明がございましたけれども、この件について質疑のあります方はどうぞ。

9番、及川保議員。

○9番（及川 保君） 今回のこの事件といいますか、この杭の打込みの流用という、大変今の説明で流用されたというこの中身はよくわかりました。私も旭化成に籍を置いた者として、パイル、杭をつくっていたものでして、本当に今回のこの事件、横浜のマンションが傾くという非常に大変な事件になっているのですが、私も籍を置いた者として断腸の思いで今までの経過を見ているのですが、この我がまちの調査結果出ました。これは中間報告ということなのですが、ひび割れだとか傾きだとかを目視でしか調査する方法というのはないものかどうか、これが1点お聞きしたいことと、横浜のような大きなことになっている、うちのま



ちは今のところ、途中だけれどもそういう状況になってないということなのだけれども、補償という部分についてはどのような、これからもし何かあればそういうことになっていくのでしょうか、ただ年度を見ると平成18年度以降の状況になっていますよね。これ以前のは全くなかったのか。この3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） まず1点目と2点目、私のほうからお答えいたします。目視だけかということなのですが、まず1番は目で見てどうあるかということの確認をとりまして、そのあとレベルという高低差、傾きがあると、右と左の高さが違うですとかそういう高さをチェックしまして、それで万が一傾きがあると設計時の高さがいくらいくらと数値を与えているのが変化するわけですから、その分のレベルをかけての安全確認も行ったと。これも先ほど担当から説明した部分であります。それについては問題なしということでありました。それから、2点目の補償ということでございますが、今回の事実を踏まえてすぐ旭化成建材(株)との協議を行っておりますが、まず会社として誠意をもって対応したいということのお話はいただいています。その誠意の内容がどうなるか、これから国土交通省、それから北海道から多分ガイドライン、指針的なものが出てどう対応するかというのは、この後そういう通知があると思います。それをもって、まず安全確認をしてもらおうと。これは下請業者もそうですけれども、請け負った責任においてしっかりと安全確認すると。その手法は何かというと、今のレベル、目視もありましたが、これ以上の確認をするととなるとボーリング調査を再度施設の横に掘って、その地質の状態を確認しながら、支持層まで行っているかどうかの確認が出てくるかというふうに思います。この点についてはまだ国のほうから示されていませんので、どういう対応になるかわかりませんので、きょうの段階では中間報告というふうにさせていただいております。今後、本町のみならず、全道あるいは全国的なことでもありますので、その辺はそういう通知に沿った中で対応はしていきたいと思っております。それから、10年以上前のという3点目の部分ですが、これについてはまず過去10年間という部分で、先ほどの840本というのを調査させていただきました。それ以上のことは書類等の保存期限もあったり、あるいは元請業者さんが今はなくなっていたり、廃業したりとかございまして、なかなかデータの収集が困難な状況にあります。ですが、長い歴史の中ではやはり地元にあった工場でもありますから、地元優先という部分での使用はあったというふうに思いますが、10年以上前のデータ自体がなかなか存在しないものから、それ以上のところは非常に厳しいかというふうにとらえております。以上です。

○議長（山本浩平君） 9番、及川保議員。

○9番（及川 保君） 9番です。よくわかりました。最後の補償の件なのですが、国との関係も含めて、今回は中間報告で国の動向も見定めた中でのことになっていくということはわかったのですが、すでに横浜の大きな事件にもなっていますから、今後、町民の安全の部分に心配されることですから、このことを十分に踏まえて、将来的にもそういうことが起こればきちんと対応してもらえるようなことをぜひやっていただきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 今回の町独自の調査と、それから旭化成建材㈱のほうの調査と、それぞれのデータの流用が確認された部分は符合が一致しています。ですので、これの安全はしっかり確認をとっていきたいというふうには思っているのですが、今のご質問の趣旨はきっとそれ以外にまたあったり、あるいは構造上に何かあった場合という点での安全性のご質問かと思うのですが、施設そのものは、この部分での安全性の確認は当然しますけども、構造自体は設計どおりに施行され、それは完成検査の上でも確認していますので、流用された部分の安全確認はするものの、施設全体に対しての構造上の欠陥とかそういうものは認められませんので、その点についてはいろいろなご心配ございますけども、大丈夫かというふうに思っています。ただ、今回最終的な確認をしっかりとした上でその対応が何か必要だという場合は、その辺はしっかり対応したいというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） ほかに。6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。何点か確認だけさせていただきたいと思います。横浜の事件が大きな衝撃となって広がったものですから、民間の工事との照らし合わせが私はできないものだから、今回示された公共施設の杭伏図で判断させていただくと、確かにデータの改ざんというのはあってはならない問題だと思うのです。全体的な構造上の問題だとかというふうに考えると、例えば杭伏図から判断すると、例えば5本あるうちの5本が全てどこか、10メートルも20メートルも離れたところのデータを改ざんしたとかではなくて、その5本のうちの1本、2本が1メートルか2メートルの範囲の中でのデータ改ざんというふうにして見てとれるのだけれども、そういった部分では、多分この公共施設の構造上のものではそんなに大きな欠陥というか、そういったものが出てくるようには私は見て取れないのだけれども、それはいいとか悪いとかではなくて、ただ、今大きく世間を騒がせているのは、横浜のような杭のデータ改ざんがどういったデータ改ざんだったのかというのが、私たちは見えないものだからすごく大きなあれになっているのだけれども、民間と公共施設、公共団体、各自治体が発注するもの、そういったもののデータの改ざんの程度というのか、横浜のデータなんかがこういうことで今マンションが傾いているのだとか、こういうことでこうなっているのだというのが、もしわかっているのであればそれを教えていただきたいと思ったのです。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 横浜のマンションの例が、どういうデータでどうかというのは報道でしか知り得た部分しかありませんので深くはお答えできませんが、民間と公共の違いという部分では、私どもはまず地質調査、ボーリング調査をするのは競争入札で全く違うAさんという会社が地質調査をします。その次に、また入札行為で設計は設計会社が受注します。それから施工会社というふうに3通りの組み立てで工事を公共事業というのは発注します。民間さんが割と多いのは、一連して全部を一つの会社が実行していくというのが、今回の例であったかというふうに思います。私どもその3通り違うというのがまず地質調査の結果、杭は、地層がどうなっているのか、支持地盤というその強固な部分、それが地表から何メートルありますということをまずボーリング調査でしっかり押さえる。次に設計業者が、そこの構造物に必要な

杭の長さですとか、杭形ですとか、構造物を設計するといったときに10メートルの杭が、これ例ですけれども必要だとして、それを公共として発注します。請負業者さんは10メートルの杭を注文しなければなりません。それが今回の例でいくと、旭化成建材㈱の杭を使って施工が旭化成建材㈱であったという部分で例えると、まずその10メートルの杭が本当に長さがあるかというのを、スケールを計って10メートルあります、これは写真でも確認できますし、納品書もそういうもので全部確認すると、それを施行して打ち込んでいく。以前は、議員ご承知だと思うのですが生打ちという、そのまま直接スコーン・スコーンという音とともに杭を打って、リバウンド測定をして支持力がどれだけ出るかという測定をしていました。今はそういう工法を使わないで、オーガーで揉んで杭を立てこんでいってセメントミルクを注入するという工法なものですから、どうしても電磁流量計を使って支持層までどうあるかというのを確認していくということで、そのデータが先ほど例としてお見せした部分です。ですので、我々工事監督員としては、そこの結果も再度確認をとっていくという部分でのチェック体制をとっています。ただ、今こういうふうにコピーされたものがあったということは、まず疑いを持ってこのデータがコピーされてどこかのものを使うというそういう部分ではみません。まずは、きちんと支持層まで行っているかどうかというデータという部分でのチェック機能で対応していますから、今回、1現場2万9,000通りの透写を使いながら確認をして判明したという部分があるのですけれども、まず、そういう部分での民間と公共の違いがあるというところをご理解いただきたいと思います。先ほどからの繰り返しになりますけれども、さらに、これから安全性を企業の責任を持って対応してくれると思うのですが、そういう部分の対応はしてまいりたいというふう思います。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。わかりました。私も施工管理上、やはりその公共団体が発注する施工管理と、多分民間さんの施工管理は品質管理の状態でも大きな違いがあるのだらうと思うのです。民間さんの場合、各分野に責任を持たせてやらせるみたいな形のところもありますけれども、公共施設だと、最終的な会計監査まで入っていく段階のなかで、そこまでいくまでに検査、検査と段階を踏んでいくと。その中で例えば、こういった杭伏図なんかを見ても、大きな改ざんではなくて、その近辺はきちんと、しっかりデータを取っているのだらうと思われるような杭伏図ですよね。ですから、そういった面では私自身はそんなに心配はしていないのだけでも、でも、実際問題こういったデータの改ざんというのがあり得るということが判明したわけですから、今後のこういった工事に対してもしっかりと、また品質管理の体制だとか、施工管理の体制を監視していかなければいけないということは、一つの大きな課題として残ったのだらうと思っていますけれども、今後もこういった業者さんに対する指導を徹底して行っていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） ほか。3番、吉谷一孝議員。

○3番（吉谷一孝君） 一つ質問なのですけれども、今回の流用を受けて、今後、行政としてどのような対応をとるのかということは考えていますか。このデータ流用について、これはや

は見えなくなるものですから、元請業者が全て立ち会いで確認した上でやるとか、必ずそのときに確認してやるとかということを徹底するとか、何かそういう方策というか、対応策というものは今現在行政のほうで検討していますか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 今回のこういう一連の関係は、我々も非常に教訓になりました。今まで疑念を持ったそのデータの流用という部分は、正直なところそういうことをしているという考えに立ってはいけないうちかもしれません。ただ、実態としてこういうことが出てきたということは、このことをやはりしっかり反省して、現場サイドでもそれぞれ常に打ち込むことによってデータがその場で出ますからその部分を、最近どんどん進んでいますからパソコン上で全部処理していくのですが、そういう部分を常に監督員がチェックをしながら、二度とこういうことがあってはならないというふうに思いますので、しっかり対応していきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田淵建設課主幹。

○建設課主幹（田淵正一君） 実は16日、きょうなのですけども、午後7時から国土交通省では、再発防止策を検討する対策委員会を開催するというので、町ではこの結果も踏まえて対応したいと思っております。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは質疑なしと認めます。それではこれをもって、旭化成建材㈱が施行した杭工事について（中間報告）の説明を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 2時16分

---

再 開 午後 2時30分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、平成26年度北海道会計実地検査概要及び取り扱いについて、担当課からの説明を求めます。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 議会全員協議会にあたり私から一言申し上げます。

平成26年10月に実施された会計検査院による北海道会計実地検査におきまして、平成25年度緊急雇用創出事業で実施した本町の「白老町観光連携型6次産業人材育成事業」において、基金の対象とならない経費を計上していたとして、同院調査官より指摘を受けたことにより、これまで協議を重ねてきたところであります。結果として平成27年11月6日付け、同院の検査報告により指摘箇所については補助対象とは認められず、総額520万7,270円を北海道に返還することとなりました。昨年に引き続きこのような事態が発生したことは誠に遺憾であり、また本事業については、開始当初よりご意見をいただいていた事業でもあることから、万全を期して対応を行ってきたものであります。補助金の返還を伴う結果となってしまったことを重く受

けとめ心よりお詫び申し上げますとともに、今後、適正な事務執行を図っていくためにも職員への指導監督をなお一層努める所存であります。以後、詳細を担当より説明いたしますので、各議員におかれましては、検査結果等の対応に関してご理解いただきますようお願いを申し上げます。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 私のほうから北海道会計実地検査の結果、補助金の返還の必要が生じた「白老町観光連携型6次産業人材育成事業」に関しまして、資料に基づきましてご説明させていただきます。

まず1、対象事業でございます。緊急雇用創出事業臨時特例基金によりまして、事業名が起業支援型地域雇用創造事業でございます。（2）につきましては、白老町の対象事業でございます。①事業名は先ほど申しました「白老町観光連携型6次産業人材育成事業」になります。②受託者につきましては、農業生産法人しらおい産直センター合同会社でございます。③受託期間です。平成25年7月1日より、平成26年3月31日までとなっております。④事業費でございますが、3,936万1,383円の総額になります。

2、会計検査の受検概要でございます。（1）受検日程及び会場でございますが、①から③記載のとおりでございます。（2）調査官からの指摘事項でございます。1点目としまして、人件費に係る消費税。消費税は、その課税期間の基準期間における課税売上高から1,000万円以下の事業者については原則として納税義務が免除されることになっております。新たに設立された法人は基準期間を有さないため原則として免除事業者となることから、受託者における人件費の消費税は本来負担する必要のない経費であるとの指摘でございます。2点目、ビニールハウスの設置経費でございます。農業ハウス用資材を消耗品として購入し、資材を組み立てることによりビニールハウスとして使用していましたが、緊急雇用創出事業実施要領により認められないと規定されている「50万円以上の財産の取得」に当たるということではないかという指摘でございます。3点目です。直売所の整地に係る重機リース料及び砂利購入費でございます。直売所の設置・駐車場整備のための整地は、要領等により認められないと規定されている「50万円以上の財産の効用の増加」に当たるという指摘でございます。

続きまして2ページ目でございます。3、指摘事項における対応状況及び会計検査院の判断、補助金返還額です。

当該事業の指摘事項等に関する受検日以降の対応としましては、本年6月まで追加資料の提出や事実確認の報告などを行ってきております。

その後、平成27年9月に会計検査院事務総局第2局長より、北海道知事宛て実地検査の結果が通知され、北海道知事は今後の再発防止に対する指導・監督に努めていくとともに、指摘のあった過大に交付した補助金について北海道に返還させる旨、会計検査院事務総局第2局長へ回答したものであります。

この回答にあわせ、指摘された基金の返還に係る作業について速やかに執り進めることとして、北海道経済部労働局雇用労政課長より本町宛に通知があったものでございます。

指摘事項については、下記のとおり判断するものであり、結果、会計検査院や北海道からの通知に基づきまして、過大交付となった補助金520万7,270円について北海道へ返還するものでございます。

続きまして、以下の各内訳のご説明でございます。

①人件費に係る消費税でございます。町の再精査の結果、受託者は新たに設立された法人であり、特例事項にも該当しないことから消費税法上の免税事業者と認められ、よって、人件費に係る消費税額は本来受託者が負担する必要のない経費であったと判断し、115万776円を返還するものでございます。

②ビニールハウスの設置経費でございます。本件について、調査官から厚生労働省に対し財産取得該当の適否について見解を求めたところ、厚生労働省より、「財産の取得に当たる」と見解が示されたことにより、要領等に認められないと規定とされている「50万円以上の財産の取得」として補助対象外経費と判断し、ビニールハウスの設置経費138万9,990円から補助対象経費と認められるリース料相当額（減価償却額）、11万5,832円を除いた127万4,158円を返還するものでございます。米印1に計算式が載っておりますので、記載のとおりでございます。

③直売所の整地に係る重機リース料及び砂利購入費でございます。当初、地ならし程度を想定し着手したが、実際には想定以上に地盤が悪く、来客者の利便性などを考慮し整地した結果、要領等に認められないと規定されている、「50万円以上の効用の増加」に該当するに至ったと判断し、直売所用地の整地に係る重機リース料229万8,765円から当該リース料を基に算出したリース料相当額（減価償却額）5万3,894円（米印2）を除いた224万4,871円を返還するものであります。

また、同様に直売所用地の整地に係る砂利購入費についても、75万9,990円からリース料相当額（減価償却額）2万222円（米印3）を除いた73万9,768円を返還するものでございます。

以下の米印2と米印3につきましても、償却月数に基づいた計算式でございますので、記載のとおりでございます。

上記の①、②、③の返還額の合計金額540万9,573円から自己負担額（米印4）20万2,303円を除いた520万7,270円が返還する総額となります。

また、自己負担額につきましても、米印4に記載されているとおり、実績報告時において、委託契約額を超え、法人が自己負担していた経費というものであり、この額を除いた額とされております。

続きまして3ページ目でございます。4、会計検査院平成26年度検査報告でございます。

①11月6日付け会計検査院報告（内閣へ送付）。

会計検査院長より内閣総理大臣に手交されたものでありまして、緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を補助の目的外に使用ということで、全体10件、2億2,201万円でございます。

②公開された内容（概略）。

検査の結果として、10都道府県及びその管内の132市区町村を対象に会計実地検査を行った結

果、3道県及び23市区町村（白老町を含む）が実施した基金事業において、委託事業の受託者等が、基金事業の対象とならない経費を計上したり、新規に雇用する失業者の募集に当たり公募を行っていなかったりなどしていたため、計2億2,201万6,588円（交付金相当額同額）が、10都道県に造成されたそれぞれの基金から過大に取り崩されて、補助金の目的外に使用されていて不当と認められるという状況でございます。

参考までに、北海道におきましては、23市町のうち白老町を含む記載の3市町、それから不当金額といたしまして、2億2,201万円に対しまして、1,077万円という状況になってございます。

続きまして、5、返還日程でございます。

返還金に係る補正予算を白老町議会定例会11月会議（第2号）へ提案させていただき、議決をいただいた際には平成28年3月末までに北海道へ返還するという状況でございます。

6、再発防止についてですが、冒頭町長から申し上げたとおり、会計検査院からの指摘等を踏まえ、また、昨年引き続きこのような事態が生じたことを重く受けとめ、今後、このような事態が生じないよう、事業実施前段階での十分な議論や検討などに努めるとともに、所管担当課に対する指導・監督になお一層努めることで再発を防止し、適正な執行を図っていくこととしたいと考えております。

最後、7、今後の対応でございます。

本事業を受託した法人は既に解散している状況にありますが、本町が北海道に対し返還しなければならない補助金額については、法的根拠に基づき元代表に対して返還請求を行っていくこととしたいと考えております。

以上でございますが、私ども所管課としましては、このような事態に及びまして皆様方にはご迷惑をお掛けしたことを大変反省しているところであります。繰り返しになりますけれども、このような事態が起きないように、十分今後の事業に関しては適正に処理していくことに努めながら、このような事態が起きないように、再度気を引き締めて対応していきたいと思っております。以上、よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま担当課からの説明がございました。この件について、質疑のございます方はどうぞ。

6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。こういった事態になってしまったことについては、本当に、議会側からもいろいろ指摘のあった中でのこういった結果ということで、深くこれは本当に反省してもらわなければいけないし、るるあると思うのですが、私が1番懸念するのは、こういったことが起きると、これから農業分野を志す若い人たちに対しての影響だとか、そういったものがすごく懸念されるのです。今、白老町の中でも、例えば牛肉、水産加工だとかそういった分野ではすごく大きく、地方にも白老という名前が売れているけども、ここに食材王国しらおいという名前がある以上は、やはりこういった農業分野にもしっかりとした基盤をつくっていかなければいけないというのは、これは皆さん同じ考え方ではないかと思えます。で

も、こういったことが起こると、なかなかその農業分野に志そうというところを支援していく形というのは、今度薄れていくのではないかと。そういったところはすごく懸念されるのです。ただ、今回この試みというのは、確かに新しい発想の中で、6次産業化との連携という形の中で緊急雇用、そういった分野で切り開いたものだとは思っただけども、この中で私が聞きたいのは前にも一応話はあったのかもしれないけど、全てがだめで何も残るものがなかったのか、何も引き継がれるものがなかったのかというところの検証がしっかりされているのかどうか。事業としては、確かにこれは失敗だったのかもしれないけども、その先にこういったことを引き継いでいけるような何かがあるのかどうか、何もなかったのか、そこの話だけは聞いておきたいと思うのです。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） この6次産業人材育成事業に関しましては、我々の進行管理も含めてなのですが、起業支援型ということで、若い法人、できたばかりの法人ということで、そこに徹底をしてきたつもりだったところなのですが、結果として法人の資質の問題もあり、このような事態に及んでしまったということは、非常に反省しなければいけないと思いますし、また氏家議員がおっしゃるとおり、今後の取り組みに関して懸念されることが多々あるかということで、そこはきっちりこの部分を反省しつつ、また、さらなる取り組みにしていきたいというふうには考えておりますが、この事業に関しましては、まず観光型ということもありまして、6次産業の一つの販路としましては、虎杖浜、社台地区含めて、直売所の運営に当たり、そういった人材育成をかけながら、一つ取り組みのいろいろな形の事業の中では残せたかと思っております。ただ全てではないにしろ、この事業にかかわって雇用された方が自主的に、今現在、直売所を運営してそれぞれ取り組んでいる方もいらっしゃいますし、竹浦、虎杖浜地区に関しましても、そういった特産品を連携していくツールとして、これから想定される観光交流人口が多くなる上での基盤体制に関しては、一定の取り組みになったかというところは我々も押さえております。またメインの農業従事者に関しましても、人数は少ないのですが、農業従事者として2名ほどこの事業から独立されて、農業でつとめている方も出ております。また、一人の方に関しましては、こちらの法人が解散された後、この農場を引き継いで、地道にはございますが、着実に取り組んでいるということで我々としても確認しております。白老町全体のこれからの農業の期待に関しまして、非常に大きい分野としては押さえておりますので、この取り組みを反省しつつ、またさらにこの6次産業化また農業支援に関しましても、担当課と連携しながら取り組んでいきたいという考えでいることは事実でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。わかりました。これは目先の単年度、単年度で考えるからこういう話になってくる。前にも同僚の松田議員からもお話あったけども、次の年に何をやるかというきちんとした目的も持たないで、単年度で終わらせるようなそういった安易な考え方の中での事業というのは、もうやめたほうがいいです。ですから、今言われたとおり、



こういったことを契機に独立されている方々の農業に対しての支援策みたいなものはしっかり整えていって、5年後、10年後の白老町の農業に対してどうあるべきなのかというそういう姿をきちんと思い描きながら支援していくような体制をとっていかないと、補助金ありきの中での事業というのはもうやめましょう。ですから、5年後、10年後農業に対してどういうビジョンを持つのかということをしっかり考えながら、そういった支援をしていくのであれば、例えば500万単独で持ち出そうが何しようが、私はそれはそれで価値のあるものだと思います。ただ、補助金ありきの中でやるということ自体がやはりもう無理なのだと。今回を契機にしっかりその辺の方向転換だけはして、5年後、10年後、白老町の農業をどう持っていくのかというビジョンはしっかり担当課で持ってやるべきだと、これだけは言っておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） おっしゃるとおりでございます。決して補助金ありきというところではなかったにしろ、この事実ということも深く受けとめまして、やはり農業は土壌の改良からスタートすれば、もう2年3年というスケジュールになりますし、また生産を抱えていく上では、1年の中では成果というものはやはり2年3年後という、安定した軌道に乗る上でも中長期的な取り組みが必要と考えております。今後におきましてはきちんとした農業ビジョンを農林水産課ともしっかり協議しながら、取り組みに関しましてはきちんとその計画に沿った補助金、支援メニューというものを順序を間違えずに取り組んでいける方向で既に担当課としても考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） ほかに。2番、小西秀延議員。

○2番（小西秀延君） 最後のページになりますけど、7の今後の対応をちょっとお伺いしたいのですが、本事業を受託した法人は既に解散している状況にあるということですが、本町が北海道に返還しなければならない補助金、これを法的根拠に基づき元代表者に対して返還請求を行っていくこととしたいとございます。これは公算としてはきちんと返ってくるというような公算でいるのか、町としてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） この法人に対してでございますが、既に解散しているところでございますが、根拠としましては、今回、会社法の第597条に悪質または重大な過失をした際の第三者の責任を負うというような位置づけがございます。この事業に関しましては、やはり会社法の重大な過失という捉えで、代表者である責任者がこの緊急雇用の事業に基づいた6次産業事業ということで委託契約している前提でございます。ですので、要領等をきちんと把握した中でこの法人が努めるということでこの事業は進めておりますので、当初より、この重大な過失が起きた場合につきましては、本町として法人の代表者に対し、この請求を行っていきたいという考えであります。ただ、この案件の全てにおいてはまだまだ交渉していく中で課題等、問題等はまだまだあるという中で押さえておりますが、これは全てにおいて法人に対してまずは進めていく考えでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 2番、小西秀延議員。

○2番（小西秀延君） 法律的には説明されていることはわかりましたが、解散しているという以上は大変難しい状況にあるのではないかというふうに私は認識しているのですが、その辺の町の認識はいかがですか。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 会社自体は解散したとしても、現在、北海道町村会の顧問弁護士とも相談はしていることは事実でございます。その中で法人が解散したとはいえ、この代表者に対する重大な過失は生きるという見解の中で私どもとしても、民事訴訟も視野に入れながら措置を講じていきたいという考えでございます。まだまだこの部分に関しては、繰り返しになりますけれども、100%とは言えませんが、既にこういった交渉事をスタートしたいということで考えておりますので、その中で最大限法人の代表者に対して請求を求めていく所存でございます。

○議長（山本浩平君） ほか。3番、吉谷一孝議員。

○3番（吉谷一孝君） 3番、吉谷です。まずお聞きしたいところなのですが、再発防止のところにも書いてあったのですが、今後は指導・監督になお一層努めるとあったのですが、この事業に関して担当課として指導・監督した中身、内容というのはどのようなことがあるか教えていただきたいのですけれども。指導・監督というのは、これ担当課として必要なことなですよ。その指導・監督した中身、元法人にどのような指導・監督をしたのかということをお聞きしたいのですけれども。

○議長（山本浩平君） この事業において今まで、指導・監督をどのようにしてきたかということですね。

本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 申し訳ございません。この事業申請、事業計画書の提出以後、この要領に基づいて内容の確認ということで事業の提出時期、それから、当然人材育成ということで人を雇い入れる取り組みに関する詳細な事項、それから日報、月報含めて月次の報告をいただくというルールのもとでそのような提出物の内容の確認、指導、その他事業費の執行管理上のものに対しても一定の指導を行ってまいりました。言えることといたしましては、実際法人が基本事項の取り扱いに関して若干無知なところがありまして、一部書類の提出に遅延があったということで、その面は再三指導に当たってきたことも事実でございます。3月まで最終的には書類の提出は行ったのですが、その段階でも書類不備等はこちらから指導し、再提出を求めるなどのやりとりをしてきて、今回及んだ状況になっているということをつけ加えさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 3番、吉谷一孝議員。

○3番（吉谷一孝君） 書類等の不備等はわかるのですけれども、これ6次産業化の事業ですよ。これを要は単年度ではなく、スタートするとき、先ほど同僚議員からもありましたけれども、単年度で終わらせることなく継続的にこの事業が発展するように行政として尽力してやってほしいということが、議会のほうから提案させてもらっている事業だと思うのです。そのことに

対しての指導とかというのとはどのように行われてきたのかということが重要なことだと思うのです。そこに対して相手方の法人からの対応がなかったとか、違ったとか、そういうようなことがあったのか、なかったのか、そこをちょっと確認したいのです。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 会社設立当初より長期的な農業を進めるということでこの法人は立ち上がった経緯でございますし、きっかけとしてこの事業が25年度で事業が並行して動いたということでございます。指導含めて議員の皆様からご意見いただいた内容に関しましては、私どものほうから再三、この単年度の事業を活かして26年度以降も自発的に取り組みをしていただけるよう、再三我々としても指導を行ってきた結果ではございます。ただ、予想以上に事業の進捗状況が法人として考えていたものに及ばなかったことや、7月1日スタートということもありまして、その前後における雨だとか災害で収穫物が予想以上に生産の目標状況よりは及ばなかったというような要因もございまして、単年度事業で終わらざるを得なかったという状況でございます。

○議長（山本浩平君） よろしいですか。3番、吉谷一孝議員。

○3番（吉谷一孝君） 農業ですよね。この法人は農業をやられているところなので、逆に言うと、自然の天候であったりとか、作物の豊作だとか凶作だとか、普通農業に従事されている方はいろいろなことを想定されますよね。そういうところの指導をきちんと担当課としてできていたのかどうなのか。逆に言うと、補助金でもらったお金をどんどんどんどんあるから使ってしまったって、翌年度にやる部分だとかそういうところでできなかったという現状は、これが次の年も継続してできなかった原因だと私は思うのですが、そこに対する行政としての指導はあったのか、なかったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 農業従事という捉えでいきますと、この代表に関しましては、もともと町外での実績がある方という我々は把握していた中で、この事業をスタートしておりますが、どちらかというとな経営的な捉えというところでの状況に関してノウハウがどうか、結果的にはちょっとノウハウが非常に厳しかったという現状で押さえております。現に資金繰りに関する取り扱いが不十分だというようなお話も聞き、即、地元商工会を通じて記帳指導の取り扱いも、指導も、商工会にもご協力いただいて対応した経緯もでございます。またその後に、有償的にきちんと税理士を紹介いただき、その会計処理に至っては法人の部分を中心に専門家に見ていただきながら、軌道修正を途中でかけていった状況もでございます。そういう意味では、農業生産に関しましては一定のノウハウがあるということで、我々も現場サイドなり、農業担当者のほうとも協力いただきながら、まずもって農業生産に関しましては一定の指導も行ってきましたが、特に我々としてはこの事業の進行管理上の法人の会計処理、経営関係につきまして特段注視しながら指導を行ってきたという事実でございます。

○議長（山本浩平君） 4回目ですけどいいですよ。3番、吉谷一孝議員。認めます。

○9番（吉谷一孝君） 最後、4回目ですけど、結果としてこれを踏まえて、次に生かすとい

うことでここに記載してありますので、逆に言うと、このことを教訓にして生産だけということではなくて、やはりその法人がこれからにつながるという経営の部分もきちんと担当課として見てほしいということと、それが後につながるような事業にしてもらえるように今後取り組んでいただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 法人に対する対応につきましては、100%に至らなかった、結果としてこういう事態を招いたということは本当に反省しております。起業支援型事業という流れで、北海道も任意ではございますが、その審査会を経て、新しい法人、若い法人という観点を審査をいただいて、これが決定の限りではないのですが、町としての判断材料として取り組んできた経緯でございます。そういった再三にわたり我々としても取り組んできた結果がこういう事態になって、言い訳にしかありませんが、十分にここは反省して今後に生かしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ほか。8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 大淵です。これずっと私発言してきましたから、同じことを言う気はありません。ただ、きょう聞かされても、確かに町長は謝罪されましたけれども、原因の究明がどこまで本当にされているのか。この500万という金は町民の皆さんの税金だと思っただけです。国からきた金が不正に使われて、そのかわりに町民がこれ払うのです。そのことの重みというのは、私ははっきり言えば、これは言い訳するとかそういうレベルの話ではないのです。まして議会であれだけ議論になっている中で、こういうことが起こってしまったということは、例えば文書を見ても、4番の①と②に他の市町村はこういう状況だと書かれています。普通、町が出す資料に例えば我々が質問したら、うちのまちよりこういうところが進んでいるからこうやってやりなさいとか書かないですよ。みんなこういう時はこう書いているのです。役場の職員が一部かかわっていたこともあるでしょう。ずっぴりかどうかは別にして。みんな知っているのですよ。本当に反省して原因を究明するというのがどういうことかというのを、私は本当にそう思っているのかと思うのです。そこら辺が伝わってこない、私は2年も連続して会計検査院が入るといことがどんなことなのかと。いやいや、返せばいいのでしょうか。この例えば責任問題、今後対応はやると言っています。では、今質問あったけれども、これいくらでも取れるのですか。お金かかるのですよ。法的なことをやって弁護士頼んで、この後正式にやれば。お金かかるのですよ。格好だけではできないのです。どういう根拠で取れるのか、相手に支払能力はあるのか、もちろんそんなことは調べていらっしゃるとは思うけど、形だけではだめなのです。本当にこうやってここに文章に書いているのだから。そしたら500万のうち300万なら300万取りますよと、本気になってやるのかどうかです。私はやはり今大切なのは、原因究明をきちんと整理して再発防止、絶対に起きないと。何度も言いますが、危機管理のチェック機能なのです。一定今出てきているのが何かと言うと、法律的に見落とした。こういう指導があったのが見落としたということがたくさん出てきていますよね。これ同じ中身なのです。そういうことの対策がきちんと取られないと、私は同じことが起こると思

うのです。だから、4番目の他の市町村の状況だとか、法的なことやるということに対して言うのは、それで納得させようなんて思ったとしても違うのです。そんなことではないのです。本当にそこら辺、責任はどうするのですか。ここに書いている再発防止について、これで終わりですか。責任はないのですか。責任というのはこういう時に取るものなのです。例えば役場の職員が一定限度かかわっていたことは事実ですよ。その後部署も変わっていますよね。本人は関係ないですよ。この事業の中でそれは全く関係ないことですか。本当にそういうことが精査され、きちんとそういうことも含めて原因が究明されているのですか。そこら辺をきちんと、はっきりと答弁してください。責任はどうするのですか。これで終わりなら終わりで結構です。6番目の再発防止についてでこれで終わりですというならそれでも構いません。そこら辺ははっきりしてください。私はやはりこの問題というのは、2年続いたということは、危機管理で言えばとんでもないことだと思います。ほかの市町村でも起きているからいいなんて、そんなレベルの話じゃないです。ほかの市町村が何市町村であろうと、だめなものはだめなのです。そこら辺もう少しはっきりしてほしいです。それでは納得できません。然るべき答弁をください。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） まず私のほうからも、先ほど冒頭町長も申し上げましたけども、昨年に続き会計検査の指摘があったということについては、深くお詫び申し上げたいというふうに思います。今、るる何人かの議員さんのほうからもご質問ありましたけども、この事業のスタートの時点でも、いろいろ議員のほうからそれに対する事業の取り組み姿勢といいますか、今後の不安なことも含めてご指摘があった、ご意見があったというようなこと、そのことを全て解決できなかったことが、こういう結果を生んだのかというふうに深く反省しております。会計検査院から指摘された項目自体は、その補助金の要綱に載っていることを十分把握していなかった結果として、補助対象外というような判断に至ったことにつきましては、受注側もそうなのですが、発注側も十分その部分を把握できていなくて、あるいはそういうことを指導できなくてこういう結果を招いたということは、事務を預かる者としても深く反省しないとだめだと思いますし、この事業にかかわらず、昨年もそうですけども、法の解釈といいますか、補助金の要綱・事務取り扱いについて十分事務方としても把握できなかったということにつきましては、今後のこういう国の補助事業といいますか、これについても同様なことはいえますので、そこにつきましては、先ほど記載としては再発防止ということでチェック機能を強化していくということでは、これからも二重、三重のチェックをしていきたいと。昨年の会計検査の結果報告にも、このように再発防止ということでは、監督を一層強化していきたいというふうに同様に記載してございます。その反省が生かされずに今回に至ったというようなことにつきましては、言い訳のしようがなく、もう言葉もないですけども、今後につきましては、発注段階から、まずは法で言われる事務的な部分の解釈については十分していきたいということと、相手方の受注業者につきましても十分その点は理解して説明をした中で、経営、運営をしてもらうような指導をこれからも気を付けてしていきたいというふうに思っています。

2点目といいますか、何点かありましたけれども、他の分野の職員がかかわっていたと。こ

れは前に大渕議員のほうからも一般質問等々でお話しがございました。そういうものを含めて、かかわった職員への責任ということのご質問だと思います。きょうの時点ではそのもののいわゆる責任をどうするのかというのは記載してございませんけども、当然こういうことが繰り返されるといようなことにおいては、やはりその対応策が不適切であったといようなこととございますので、私どももそれは職員の処分の規定に基づきまして、今後整理していきたいといふふうに思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、大渕紀夫委員。

○8番（大渕紀夫君） 8番、大渕です。私はそういう責任も含めて、僕は補助金がだめだなんて全然思っていないから。補助金はどんどんもらってやるべきだとい考えですから。ただ、同じ誤りを繰り返すといのはまずいです。これはプロですから皆さん方は。プロですから、やはりそのところが僕はきちんとしていないといけないといことを言っているのです。このことによつて補助金をもらわないといようなことなんてやったとしても、それはまさに何もプラスにならないのですから、そこはよくわかっています。それから、個人が悪いとか、今の担当課長が悪いとか、かかわっていた人が悪いとかそんなこと言っているのではないのです、全然。違うのです。なぜ、こういうことが起きるのかといことをきちんとして解明した上で、その対応策をとらないからこうなるのだといことを私は言っているのです。ですから、決して担当課長の揚げ足取るわけではないけど、言っているのは書類が遅れたとか、ノウハウがなかなかよくわからなかったとか、それから法人の資質の問題があったと。これは今言ってもだめなのです。わかっているのだったら、初めからこんなところに頼まないのです。こここのところを職員がきちんとして見抜けるかどうか、そこが大切なことから。だから今のような結果になるのですから。だから、今いくら弁明してもだめだといっているのではなくて、そういうことまできちんとして対応できる仕組み、システムを考えないとだめだといことを私は言っているのです。だから、原因をきちんとして究明し、解明し、その上で対応策をつくらないとだめだといのはそういうことなのです。チェック機能も今のままではだめでしょう。何重にしたからとして、では補助金だけ副町長と町長が全部目をとおすなんてそんなことは現実問題としてできないでしょう。だから、そこをどうするかといことを、きちんとして考えなくてはいけないと私は思うのです。そういうことが本来、今示されてこなければだめだと思ふのです。そこが危機管理をどうするかとい問題なのだから。そういうことでその結果として、では、職員はきちんとして職務上で責任を負うと。しかし、これは、私はやはり町の理事者の責任も私はあると思ふています。なぜか。議会でこれだけ取り上げられている問題ですから、町の理事者に私は責任がないとは思えません。担当の責任だなんてことでは違いますよ。そこもきちんとしていただかなければ、それは何かやれとかといことではなくて、やはりそれなりのきちんとしてしたものが出てきて初めてこういうものといのは解決していくのです。それだけ厳しいのだといことを、今だって、何回も言っているからもうやめるけれども、ほかで削っているところは、高齢者ですごいところ削っているわけでしょう。それを500万何もなくても税金を出すのですよ。それに心が痛まない人なんていないですよ。そうしたら、私は理事者の責任はあると思ふと思いますけれども。

無理矢理責任を押しつけるわけではないですけど、そういうふうに本当に考えてらっしゃるか  
どうか、そこは聞きたいです。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今言われた中で、先ほどの大淵議員の質問にもちょっと戻りますけども、やはり言葉で再発防止というのは、こういう記載のとおり、文言としてはこういうことなのですけども、本当にどういう再発防止の具体的な対策をどうとるか。そのためには原因がわからなければやはり対応策がとれないと。ただ、今回、法の解釈だけでそこが単に違ったのかということではなくて、いわゆる本質的にどこに問題があったのか。だから、そこが私ども検証しなければ対応策も出てこないだろうというふうに思っていますので、やはりこの事業は、今回だけの事業でちょっとお話をさせてもらえば、スタートの段階からどうだったのかという、スタートの段階で、提案したときにいろいろ出たご意見は、皆さんが不安になっているというご意見は、その前に担当部局としても、役場としても、職員としても、同じく考えてスタートしたのではないのかというふうに言われても仕方ない部分でございますので、そういうことといえばスタートの時点から、この補助事業を執行するためには、こういう形で進行して行って次年度にどう進むのだということも踏まえながら、事業執行しなければならないというふうに思っています。狭い意味で言えば、こういうような結果が出たということの原因の究明といいますか、そこを押さえなければ次の事務的な対応の部分で言えば解決もしないでしょうし、また、その部分を整理しなければ言葉悪く言えば、同じようなことが起きるのではないのかというふうに指摘されても致し方ない部分なのかと思っておりますので、私どももその原因の究明というのは整理していきたいと。そういうことを踏まえながらこの事業が当初説明したとおり、単年度の事業でなくて次年度以降も6次産業化に向けてどうするのかということのスタートの事業なのだから、単年度補助の事業で完結編ではなくて、これがスタートラインで次年度以降に行くというような、事業計画を出したときの事業の姿勢といいますか、そこら辺のことが結果的には100%やはり引き継がれていかないということに対して、もう一つは、こういうような事務処理上での会計検査の結論が出たということについての責任は私どもも整理していきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

### ◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） それでは、これをもって平成26年度北海道会計実地検査概要及び取り扱いについての説明を終了いたします。

以上をもって、本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後 3時18分）